

財政再建制度等について

総務省

地方団体の財政再建制度の概要

1 根拠法律

地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という。）

2 財政再建団体

赤字の生じた団体のうち、再建法に基づいて財政の再建（＝赤字の解消）を行う団体のことである。

（注1）赤字の生じた団体という場合には、実質収支を用いる。

$実質収支 = (歳入総額 - 歳出総額) - 翌年度に繰り越すべき財源$

（注2）前年度決算の赤字比率（＝実質収支赤字÷標準財政規模）が、5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、財政再建団体となって財政再建を行わなければ公共施設等の整備のための地方債を発行できない。

（注3）現在の地方団体の財政再建は、再建法の規定の一部を準用して行うため、「準用財政再建団体」とも呼ばれる。

3 財政再建の手続

① 財政再建の申出

議会の議決を経て、総務大臣に対し財政再建を申出。

② 財政再建計画の作成・協議

財政再建計画を作成し、議会の議決を経て総務大臣に協議。

③ 財政再建計画に基づく予算編成

総務大臣の同意を得た財政再建計画に基づいて予算を編成。

→ 財政再建計画に基づいて歳入確保・歳出削減を確実に実施

4 財政再建計画の内容

① 財政再建の期間

② 財政再建の基本方針

③ 財政再建に必要な具体的措置（歳入確保及び歳出削減策）

〔 歳入確保：税の徴収率向上、使用料・手数料の適正化など
歳出削減：組織削減、定員削減、給与適正化など 〕

④ 歳入歳出年次総合計画

5 財政再建団体の指定状況

昭和50年代以降の財政再建団体は16団体。

直近は福岡県赤池町（財政再建期間：平成3年度～12年度）。

財政再建団体の状況

1. 昭和30年度制度創設以降の財政再建団体数 884団体
うち都道府県 20団体
うち市町村 864団体

2. 昭和50年度以降の財政再建団体

道府県名	市町村名	期 間
福岡県	豊前市	S50～53
大分県	竹田市	S50～53
山形県	米沢市	S51～55
山口県	下松市	S51～57
福岡県	行橋市	S51～54
新潟県	中条町	S51～53
福岡県	犀川町	S51～57
三重県	上野市	S52～57
和歌山県	高野口町	S52～56
三重県	紀伊長島町	S53～57
愛媛県	小田町	S53～59
和歌山県	広川町	S54～H元
福岡県	金田町	S56～62
福岡県	方城町	S57～H3
福岡県	香春町	S60～H3
福岡県	赤池町	H3～12

3. 平成18年現在、財政再建団体となっている地方公共団体はない。

本再建と準用再建の比較

	昭和29年度の赤字団体の財政再建（本再建）	昭和30年度以降の赤字団体の財政再建（準用再建）
対象団体	○昭和29年度において、歳入欠陥（繰上充用、支払繰延又は事業繰越）が生じた地方公共団体で、昭和31年5月31日までに申し出た団体（法21）	○昭和30年度以降の年度において、歳入欠陥（繰上充用、支払繰延又は事業繰越）が生じた地方公共団体で、歳入欠陥を生じた年度の翌年度の末日までに申し出た団体（法22Ⅱ） ○赤字比率（＝実質収支赤字÷標準財政規模）が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない（法23Ⅰ）
手 続	①財政再建の申出（法21） ②自治大臣による指定日の指定（法21） ③財政再建計画の作成と承認申請（法3Ⅰ） ④自治大臣の財政再建計画の承認（法3Ⅰ）	①財政再建の申出（法22Ⅱ、21） ②総務大臣による指定日の指定（法22Ⅱ、21） ③財政再建計画の作成と同意協議（法22Ⅲ、3Ⅰ） ④総務大臣の財政計画の同意（法22Ⅲ、3Ⅰ）
財政再建計画に盛り込む事項	①財政の再建の基本方針 ②財政の再建に必要な具体的措置 イ 毎年度の収支均衡を目標とする経費節減計画 ロ 税徴収率の向上計画 ハ 税滞納分の徴収計画 ニ <u>超過課税又は法定外普通税による税増収計画（財政再建のため特に必要と認められる団体に限る）</u> ③財政再建債償還年次までの歳入歳出総合年次計画 ④財政再建債の償還計画 ⑤その他財政再建に必要な事項（以上法2Ⅲ）	①財政の再建の基本方針 ②財政の再建に必要な具体的措置 イ 毎年度の収支均衡を目標とする経費節減計画 ロ 税徴収率の向上計画 ハ 税滞納分の徴収計画 ③収支均衡目標年次までの歳入歳出年次総合計画 ④その他財政再建に必要な事項（以上22Ⅲ、2Ⅲ）
財政再建団体に対する財政支援措置	○財政再建債の発行（歳入欠陥債・退職手当債）（法12） ○財政再建債への利子補給（法15） ○指定事業に係る国庫補助負担率のかさ上げ（法17）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div>（法に基づく支援措置はなし）</div> </div> ○政府資金による一時借入融資のあっせん（赤字団体の財政再建促進措置要領（昭和34年4月21日付自治事務次官通知）） ○一時借入金利子に対する特別交付税措置（特別交付税に関する省令3Ⅰ①イ）
財政再建計画の実施確保のための国の関与等	○財政再建計画に従って予算を調製する義務（法3Ⅶ） ○自治大臣による計画実施に関する監査（法20） ○自治大臣による予算の一部の執行停止の請求（法21Ⅰ） ○自治大臣による計画の変更請求（法21Ⅱ） ○自治大臣の請求に応じなかった場合の財政再建債の利子補給の停止（法21Ⅲ）	○財政再建計画に従って予算を調製する義務（法3Ⅶ） <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div>（法に基づく特別の関与はなし）</div> </div>

※昭和29年度の赤字団体が財政再建債を発行しないで財政再建を行うこととした場合は、準用再建と同じ（法22Ⅰ）

財政再建の事例

(単位:億円)

	財政悪化の状況	財政再建の内容	改善状況															
福岡県赤池町 (公社・公営企業 の赤字処理等) 法に基づく再建 (H3~H12)	【財政赤字の累積】 ◎平成2年度までの累積赤字 3.9 ◎平成3年度の単年度赤字 4.7 【土地公社・病院会計の赤字処理】 ◎土地開発公社の赤字引取り 21.2 ◎病院会計の赤字補てん 1.7 平成3年度末赤字額合計 31.7 ※標準財政規模(H3:24.8)の127.8%	【歳出の削減】 (1)人件費の削減 ▲5.8 例:ラスパイレス指数97.8(H3)→87.4(H12) (2)普通建設事業の削減 ▲227.6 H12/H3=13.9(全町村平均86.4) (3)補助費の削減 ▲12.3 例:商工会等への助成金の削減 【歳入の確保】 (1)公共料金の値上げ 例:下水道使用料100%増 (2)公共施設利用料の値上げ } +2.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H3</th> <th>H12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起債残高</td> <td>63.6</td> <td>37.7</td> </tr> <tr> <td>基金残高</td> <td>5.5</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>起債制限比率</td> <td>23.7</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>99.3</td> <td>77.9</td> </tr> </tbody> </table>		H3	H12	起債残高	63.6	37.7	基金残高	5.5	28.2	起債制限比率	23.7	8.0	経常収支比率	99.3	77.9
	H3	H12																
起債残高	63.6	37.7																
基金残高	5.5	28.2																
起債制限比率	23.7	8.0																
経常収支比率	99.3	77.9																
高知県土佐山村 (公金不正使用) 自主再建 (H12~H17)	【前収入役の公金不正使用】 ◎金融機関からの不正借入 9.0 ◎基金からの着服 2.2 公金不正使用額合計 11.2 ※標準財政規模(H12:9.8)の114.3% ※金融機関からの訴訟に対して債務の 不存在等を主張して支払いを拒否。 H15~H17に和解し基金から支払い。	【歳出の削減】 (1)人件費の削減 ▲2.5 ・村長 給料▲30~50%, 期末手当▲20~50% ・議員 報酬▲30%, 期末手当▲20% ・職員 給料▲3~5%, 期末手当▲10% (2)普通建設事業の削減 ▲6.3 H15/H12=12.7(全町村平均80.4) (3)物件費の削減 ▲1.2 例:庁舎警備・清掃委託の廃止	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起債残高</td> <td>23.1</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>基金残高</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>起債制限比率</td> <td>9.5</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>89.0</td> <td>99.3</td> </tr> </tbody> </table>		H12	H15	起債残高	23.1	18.9	基金残高	4.0	5.0	起債制限比率	9.5	11.9	経常収支比率	89.0	99.3
	H12	H15																
起債残高	23.1	18.9																
基金残高	4.0	5.0																
起債制限比率	9.5	11.9																
経常収支比率	89.0	99.3																

(注1)歳出の削減額及び歳入の確保額は、期間中の累計額を表示している。

(注2)数値は小数点第2位以下を切り捨てて計上しているため合計と符号しない。

(注3)土佐山村は平成17年1月に高知市と合併したため平成16年度決算は作成されていない。

首長や議会の責任を追及する仕組み

1. 直接請求制度

- ◎選挙権を有する住民が、①条例の制定・改廃の請求、②議会の解散の請求、③首長・議員などの解職を請求する制度。(地方自治法74条以下)
- ◎平成11～14年度の間、首長・議員の解職請求13件(市町村)、議会の解散請求6件(町村)が住民投票に付されている。

【最近の事例】

- ・岡山県津山市 市街地再開発への公金支出をめぐり市長に解職請求。住民投票可決により失職。(H18.1)
- ・長野県王滝村 財政再建の方針をめぐり議会の解散請求。住民投票可決により解散。(H17.9)

2. 住民訴訟制度

- ◎住民が、執行機関や職員の違法な支出行為等の是正(損害賠償、差止め等)を求めて提起する訴訟。(地方自治法242条の2)
- ◎平成11～14年度の間、都道府県226件、市区町村640件が提起されている。

【最近の事例】

- ・京都市 ゴルフ場予定地の山林を異常な高額で買い取ったのは違法として、当時の市長に対し適正価格との差額(約26億円)の賠償命令。(H17.9)
- ・熊本市 昼休みの窓口業務に従事した職員に対する特殊勤務手当の支給を違法として、当時の市長に対し支給総額(約1千万円)の賠償命令。(H7.4)

アメリカ地方自治体の破産制度

【特色】 アメリカ連邦破産法第9章には地方自治体の破産条項が設けられているが、個人・企業の破産と異なり、財政再建を目的とする。

【適用例】 公営企業区 (public improvement district)、学校区 (school district) 等がほとんど。市 (city) や郡 (county) の適用例は少数。

	連邦破産制度(アメリカ)	再建制度(日本)
対象	自治体(市町村、公営企業区、学校区等)	普通地方公共団体
目的	財政破綻に陥った自治体の債務調整等を実施	赤字団体の財政再建を促進
申立者	自治体 (債権者からの申立を認めず)	地方公共団体
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払不能 ・ 州法において連邦破産法による破産手続を承認していること 	赤字の発生 (一定比率以上の赤字発生で公共施設等の整備のための地方債の発行を制限)
手続	<債務調整計画に基づく債務調整> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産裁判所による救済命令 ・ 債権者委員会を組織して破産裁判所の監督の下で債務調整 (債務圧縮、支払繰延べ等) の手続を進行 	<財政再建計画に基づく赤字解消> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決 ・ 総務大臣の同意 ・ 財政再建計画に基づき歳入確保・歳出削減を実施
債務調整	あり	なし
自治体の機能	行政サービスは継続	行政サービスは継続

アメリカ地方自治体の財政再建例

◎アメリカ合衆国では連邦破産法第9章適用による財政再建のほか、個別ケースごとに州主導で自治体の財政再建を行う例がある。

ネブラスカ州宅地開発整備特別区【連邦破産法】 (Sanitary and Improvement District, NE)

- ◆宅地開発を実施する公営企業区
- ◆連邦破産法第9章適用(1980~1991年に29件)
 - ・宅地売却不振による不動産税収入不足が原因で債務不履行に陥る
 - ・債務調整計画に基づき債務調整を実施

マサチューセッツ州チェルシー市【州主導】 (Chelsea, MA)

- ◆人口: 約25,000人
- ◆州の管財人による財政再建(1991年)
 - ・移民・高齢者層のための福祉コスト増大などを原因とする財政危機
 - ・州が管財人を任命し、財政管理
 - ・地方自治の停止(市長は解任、議会は議決機関から助言機関に移行)

コネチカット州ブリッジポート市【州主導】 (Bridgeport, CT)

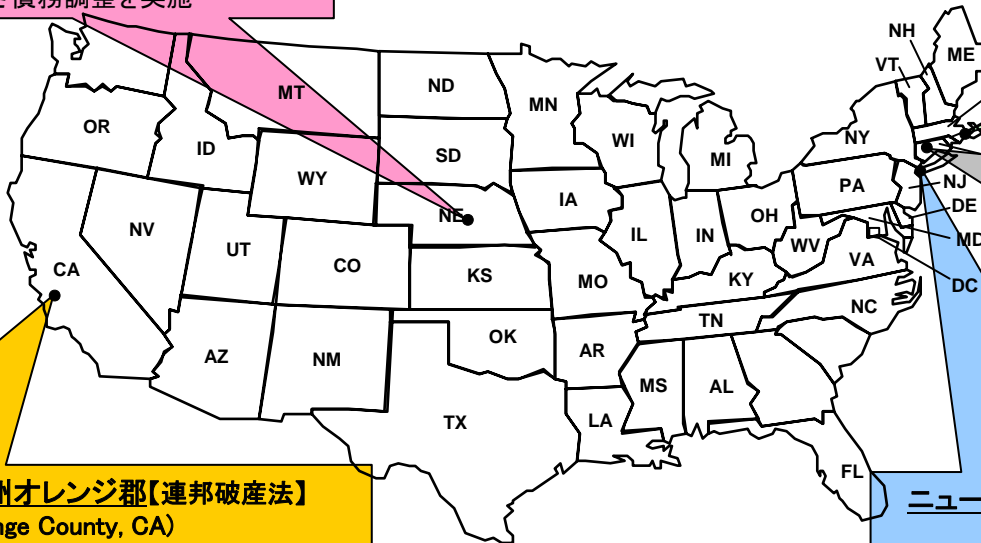
- ◆人口: 約140,000人
- ◆州監督下での財政再建(1991年)
 - ・製造業衰退に伴う税収減などを原因とする財政危機
 - ・連邦破産法第9章適用を申請するが連邦裁判所は却下
 - ・州の財政審査委員会の監督下で緊縮財政を実施

カリフォルニア州オレンジ郡【連邦破産法】 (Orange County, CA)

- ◆人口: 約2,900,000人
- ◆連邦破産法第9章適用(1994年)
 - ・財務収税官(Treasurer-Tax Collector)による巨額の投資損失が原因で財政破綻
 - ・連邦破産法第9章適用の自治体としては最大規模
 - ・債務繰延べを行う一方、歳出削減、資産売却、投資会社からの賠償金などより破産脱却(1996年)

ニューヨーク州ニューヨーク市【州主導】 (New York City, NY)

- ◆人口: 約8,000,000人
- ◆連邦・州の支援による財政再建(1975年)
 - ・中高所得者層の市街流出に伴う税収減、福祉コスト増大などを原因とする財政危機
 - ・州が「自治体援助公社(Municipal Assistance Corporation:MAC)」を設立、州の援助・監督と連邦の貸付けにより財政再建



欧州地方自治体の財政再建制度

◎イギリス・フランス・ドイツでは、地方自治体の財政破綻を未然に防ぐための規制や監視制度などが整備されているため、破産制度は設けられていない。

	イギリス	フランス	ドイツ (ノルトラインヴェストファーレン州:NRW)
根拠法	地方政府財政法など	地方自治総合法典	州市町村法
財政統制に関するルール	<ul style="list-style-type: none"> ・予算上の収支均衡の義務 ・債務返済準備金の確保義務 ・地方債の借入上限規制 ・地方債は投資的経費に限定 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常・資本両部門の収支均衡義務 ・地方債は投資的経費に限定 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支均衡の原則 ・地方債は投資的経費に限定 など
中央・州の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、財政悪化した自治体に対して起債を制限する権限を留保 ・1999年ベストバリュウ法に基づき財政再建の取組に対し政府が監督・介入する例あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方長官(政府出先機関の長)は、予算上の収支不均衡等の違反があれば、州会計検査院の提案に基づき自治体を指導 ・地方長官は、決算上一定比率以上の赤字団体に対して次年度の赤字解消を指導 ・地方長官の決定(歳出削減、歳入確保)に対して不服がある自治体は行政裁判所に提訴 	<ul style="list-style-type: none"> ・州は、市町村の予算を公布前に確認 ・州は、収支不均衡の自治体に対して「財政均衡計画」の策定を義務付け、同計画を認可 ・州は、自治体に対し命令、代執行等を行うことができる
財政再建への中央・州の支援	・なし	<ul style="list-style-type: none"> ・例外的補助金として、財政悪化自治体への特別助成金あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし(過去に「財政均衡補助金」の支出例あり)